

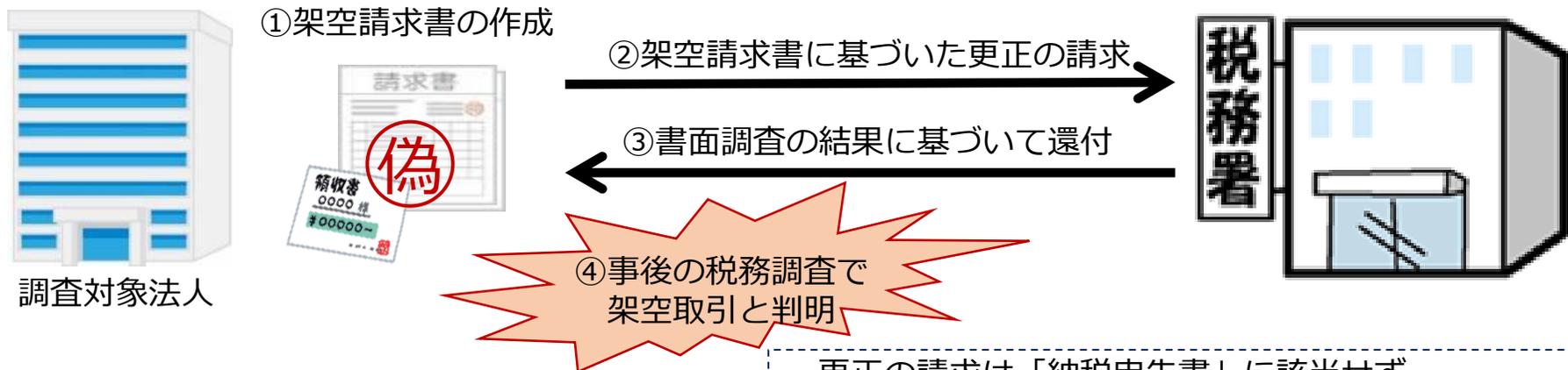
事例4 申告後に仮装隠蔽行為が行われた事例

【事案の概要】

- 法人税の確定申告書を提出後、外注費の計上漏れを理由とした更正の請求を行い、それに基づく還付金を受領。
- 更正の請求には外注費に係る領収書等が添付されていたが、その後の実地調査における反面調査を行ったところ、架空の領収書等を作成していたものであることが判明。添付された領収書等は、印紙貼付、取引先の社判を模造して使用するなど巧妙に外形が整えられていた。

【問題点等】

- 本事案では更正の請求に係る「仮装隠蔽」行為が認められたが、重加算税の賦課要件は「その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」とされており、重加算税の対象とならない。



- ・ 更正の請求は「納税申告書」に該当せず
- ・ 「架空請求書の作成」は納税申告書提出後の不正行為

事例5 高額な所得を得ていながら無申告のままとしていた事例

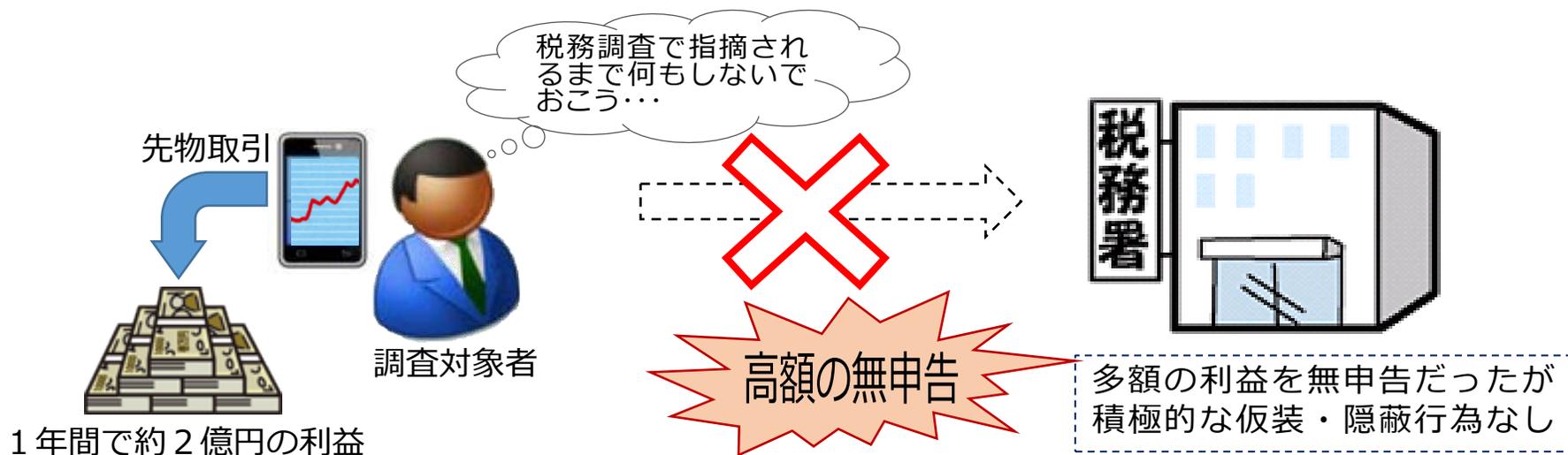
【事案の概要】

- 調査対象者は、会社員である個人。スマホを使って先物取引を行い、同取引に係る多額の利益（1年で約2億円）を得たにもかかわらず、申告をしていなかった。
- 調査を行ったところ、同取引から利益が生じていれば申告の必要があることを認識しながら申告をしていなかったことを認めた。

(参考) 上記のほかにも、暗号資産の売買等の取引においても同様の高額無申告事例が存在（3年間で約2億円の利益の無申告）。

【問題点等】

- 本事案のように高額な利益を得ていながら無申告となっていた場合においても、申告時における仮装隠蔽行為や意図的に申告をしないことを外部からもうかがい得る特段の行動が認められたときには重加算税の対象となるが、こうした行為を認定できなければ通常の高額無申告加算税の対象となる。



事例6 長年にわたって無申告となっていた事例

【事案の概要】

- 調査対象者は知人から飲食業を引き継いだ個人。5年間で約4億円の売上がありながら、開業以来無申告のままだった。
- 調査を行ったところ、各種帳簿を適切に作成しており、かつ、申告義務があることも認識していたが、多忙を理由に無申告のままとしていたと主張。

【問題点等】

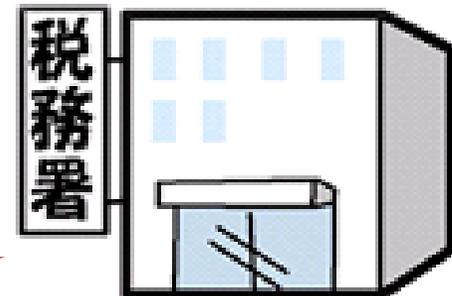
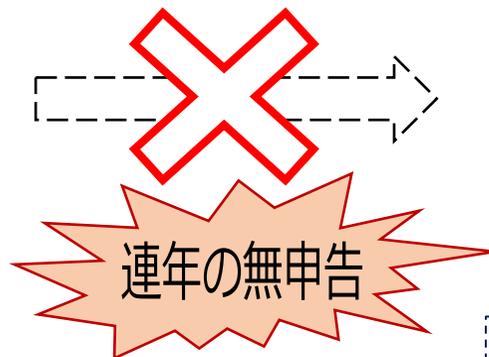
- 本事案のように長年にわたり無申告を放置している場合においても、申告時における仮装隠蔽行為や意図的に申告をしないことを外部からもうかがい得る特段の行動が認められたときには重加算税の対象となるが、こうした行為を認定できなければ通常は無申告加算税の対象となる。



帳簿・証憑も作成・保存



調査対象者



長年にわたって無申告だったが積極的な仮装・隠蔽行為なし